

平成28年9月1日

## まちづくり委員会資料

平成28年第3回定例会 専決処分報告の説明

報告第20号

市長の専決処分の指定について第6項による専決処分  
訴えの提起及び和解について

まちづくり局

# 報告 訴えの提起について

## 1 被告[不法占有者]

	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	不法占有者	** **	H11. 7. 18	居住の開始は、当初の使用許可により居住を開始した日
2	不法占有者	** **	S 48. 9. 10	
3	不法占有者	** **	H23. 5. 1	

\* 1 滞納使用料の未払月数 5箇月分～9箇月分

\* 2 滞納使用料の額 155,850円～234,748円

## 2 市営住宅の明渡しを求める対象者

市営住宅を権原なく占有するに至り、本市の再三にわたる明渡しの要求にも関わらず、これに応じず、退去しない者

## 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

- ・川崎市営住宅等明渡請求審査会において、明渡請求をすることを決定した。
- ・市営住宅明渡請求書を送付したにも関わらず、退去の意思が認められないことから、建物明渡請求の訴えを提起した。

	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H27. 12. 18	—	H28. 5. 20
2	H27. 12. 18	—	H28. 5. 20
3	H26. 7. 11	H26. 10. 15	H28. 6. 22

## 4 訴え提起件数 (参考)

平成26年度 25件、平成27年度 26件 平成28年度 5件 (7月時点)

# 報告 和解について

## 1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額(内)最終回	
1	** **	9箇月分	239,600円	24回	10,000円(9,600円)	31,200円

## 2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。(民事訴訟法第275条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

## 3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため

## 4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

## 5 和解成立件数 (参考)

平成26年度 16件、平成27年度 7件、平成28年度 1件(7月時点)